
墨田区障害福祉計画【第5期】 墨田区障害児福祉計画【第1期】

【概要版】



つながる
墨田区

平成30（2018）年3月

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の目的

障害者総合支援法第88条の規定に基づく墨田区障害福祉計画【第5期】及び児童福祉法第33条の20（平成30年4月施行）の規定に基づく墨田区障害児福祉計画【第1期】（以下「本計画」といいます。）は、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として、次の事項を定めることを目的に策定するものです。

- ① 国の基本指針（※）に即した平成32年度における指定項目の成果目標
- ② 各年度における障害福祉サービス・計画相談支援・障害児通所支援・障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

策定に当たっては、第4期までの計画に引き続き、障害のある方（障害児を含む。）を取り巻く環境の変化と今までの計画の実績を勘案しています。

※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

(2) 計画の基本的理念

- ① 社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択できるよう、相談支援の充実を進めます。
- ② 必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会が確保されるよう、障害福祉サービス等の計画的な提供に努めます。
- ③ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、住み慣れた地域社会で暮らし続けられるよう、共同生活の場の充実に努めます。

(3) 計画の性格と位置づけ

本計画は、区の目指すべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」に基づく「墨田区基本計画」、そして区の福祉分野に共通した事項に係る計画を定めた「墨田区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ、他の関連個別計画との調和を図って策定しています。

また、本計画は、障害者基本法に基づく区における障害者施策に関する基本的な計画としての性格を有する「墨田区障害者行動計画」の一部を担うものであり、同行動計画が障害者総合支援法に基づく施策を含めた、区の障害者施策全体の計画を定めているのに対し、本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく施策について定めた計画となっています。

(4) 計画期間

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間を計画期間としています。

(5) 計画の策定方法と計画の評価等

① 計画の策定体制及び方法

本計画は、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校、区関係職員等で構成される「墨田区地域自立支援協議会」において、協議・検討を行うとともに、区内における障害者団体等の代表者などを含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び庁内の検討組織である「墨田区地域福祉計画推進本部」と連携・調整を図りながら策定しています。

また、策定に当たっては、国の基本指針によるサービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどを踏まえるほか、パブリックコメント等を行い、障害のある方をはじめとする区民のご意見を計画に反映させるための取り組みを実施しました。

② 計画の点検及び評価

墨田区地域自立支援協議会において事業実績について調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、サービス提供体制の更なる計画的な整備の検討を行うこととします。

③ 教育機関・医療機関その他の関係機関との連携に関する事項

本計画の推進に当たっては、教育機関等の関係者で構成される墨田区地域自立支援協議会（全体会・専門部会）を定期的を開催し、各関係機関の連携を図っていきます。

2 基本指針に定める成果目標

本計画では、国の定めた基本指針とともに障害福祉計画等の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえ、これまでの実績及び地域の実情も踏まえて数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者施設入所者のうち、平成32年度末における地域生活に移行する方の数値目標と平成32年度末における施設入所者数を設定します。地域生活移行を推進する一方、施設入所待機者など施設における支援が必要な障害のある方の入所も同時進行で進めます。

① 地域生活移行者数

国の基本指針を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間で、平成28年度末時点の施設入所者数である214人の方のうち9%に当たる19の方が地域生活に移行すると見込みます。

② 平成32年度末の入所者数

国の基本指針では、地域移行等により2%以上の施設入所者を削減することとしています。しかしながら、東京都では現状維持とする方針を打ち出しています。

区においても、施設での支援が必要な障害のある方が都立施設の待機登録をされている実態を踏まえ、平成28年度末の実績人数と同じ214人の方を見込みます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

墨田区地域自立支援協議会専門部会「精神部会」において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の協議の場の設置等について、協議をしていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針を踏まえ、区内にグループホームを設置する事業者と協議を行い、平成32年度末までに1か所の整備を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労に移行する者等の目標値を設定します。

- ① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労に移行する人数について、国の基本指針を踏まえ、平成28年度の実績24人の方の1.5倍に当たる、36人の方を目標値とします。
- ② 就労移行支援事業の利用者数について、国の基本指針を踏まえ、平成28年度の実績58人の方の2割の増加を見込み、70人の方を目標値とします。
- ③ 事業所ごとの就労移行率について、国の基本指針を踏まえ、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を全体の5割以上とします。
- ④ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率について、国の基本指針を踏まえ、80%以上とします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児を支援するための提供体制等に関する目標を設定します。

なお、保育所、認定こども園及び放課後児童健全育成事業等における障害児の受入れについては、墨田区次世代育成支援行動計画、墨田区子ども・子育て支援事業計画において実施していきます。

- ① 現在、区内には、児童発達支援センターとして、すみだ福祉保健センター内にみつばち園を設置しています。また、みつばち園において、保育所等訪問支援を実施しており、今後も円滑なサービス提供を図っていきます。
- ② 現在、区内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が、各1か所あります。さらに、平成30年4月に放課後等デイサービス事業所を開設する予定です。
- ③ 障害児支援の充実を図るため、平成30年度末までに、医療的ケア児を支援するための保健、医療、障害福祉、保育、教育の関係機関等が連携し、共通の理解に基づく支援のための協議の場を設置します。

なお、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について、東京都における当該コーディネーター研修の効果を踏まえて検討していきます。

3 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの 必要な量の見込みとその確保方策

ここでは、各事業別に各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。なお、必要な量の見込みは、前年度の実績等を勘案し算定をしています。

また、平成33年度からの次期墨田区障害者行動計画策定に向けて、本区が実施する事業の定員見直し等について、検討していきます。

※ 用語の説明 「人日分」とは、当月において実際に利用した延べ人数をいう。「人数」とは、実利用人数をいう。当月において複数回利用しても1人とする。

内容	単位	第4期実績		第5期計画見込			
		H27年度 (H28.3)	H28年度 (H29.3)	H30年度	H31年度	H32年度	
訪問系サービス	時間数	9,394	10,387	11,227	11,647	12,067	
	人数	469	487	527	547	567	
生活介護	人日分	7,296	7,409	7,533	7,615	7,697	
	人数	351	366	372	376	380	
自立訓練（機能訓練）	人日分	68	59	60	60	60	
	人数	4	4	4	4	4	
自立訓練（生活訓練）	人日分	163	291	300	300	300	
	人数	12	17	17	17	17	
就労移行支援	人日分	908	1,035	1,139	1,192	1,246	
	人数	53	58	64	67	70	
就労継続支援（A型）	人日分	480	443	488	488	488	
	人数	25	23	25	25	25	
就労継続支援（B型）	人日分	7,121	7,216	7,406	7,501	7,596	
	人数	417	410	420	425	430	
	工賃 (円)	16,922	14,271	20,000	21,000	22,400	
就労定着支援	人日分	-	-	38	42	46	
	人数	-	-	19	21	23	
療養介護	人数	25	24	28	28	28	
短期入所	福祉型	人日分	832	732	744	760	776
		人数	78	91	93	95	97
	医療型	人日分	28	71	92	102	112
		人数	10	14	18	20	22

自立生活援助	人数	-	-	3	10	20
共同生活援助	人数	163	164	176	182	189
施設入所支援	人数	215	214	214	214	214
計画相談支援	人数	112	165	244	284	324
地域移行支援	人数	3	3	4	7	10
地域定着支援	人数	0	1	2	2	2
児童発達支援	人日分	1,893	2,003	2,103	2,187	2,274
	人数	612	654	701	729	758
医療型児童発達支援	人日分	17	7	17	17	17
	人数	2	1	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日分	-	-	17	17	17
	人数	-	-	2	2	2
放課後等デイサービス	人日分	3,202	3,851	4,316	4,482	4,648
	人数	387	469	520	540	560
保育所等訪問支援 (各月平均)	人日分	8	8	10	11	12
	人数	7	7	10	11	12
障害児相談支援	人数	17	19	23	25	27

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業として位置づけられているものです。

障害福祉計画では、墨田区が実施する事業の内容を定めるとともに、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み又は実施の有無を定めます。

(1) 必須事業

内容	単位	第5期計画見込		
		H30 年度	H31 年度	H32 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有
障害者相談支援事業	か所	4	4	4
基幹相談支援センター	有無	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有

成年後見制度利用支援事業	人/年	5	5	5	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	検討	検討	検討	
手話通訳者派遣事業	件/年	1,250	1,275	1,300	
要約筆記者派遣事業	件/年	130	140	150	
手話通訳者設置事業	人/日	2	2	2	
日常生活用具給付等事業	(1)介護訓練支援用具	件/年	16	17	18
	(2)自立生活支援用具	件/年	78	83	88
	(3)在宅療養等支援用具	件/年	58	67	76
	(4)情報・意思疎通支援用具	件/年	65	70	75
	(5)排泄管理支援用具	件/年	440	450	460
	(6)住宅改修費	件/年	8	9	10
手話奉仕員養成研修事業	人/年	8	10	12	
移動支援事業	人/月	271	275	279	
	時間/月	3,458	3,500	3,542	
地域活動支援センター	か所	1	1	1	
	人/月	115	125	135	
精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (地域生活支援広域調整会議等事業)	有無	検討	検討	有	

(2) 任意事業

障害者総合支援法では、各自治体が独自の判断により、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができるように定めています。本区では、任意の地域生活支援事業を以下のとおり実施しています。

1	福祉ホームの運営補助事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	日中一時支援事業
4	障害者虐待防止対策支援事業
5	身体障害者用自動車改造費助成事業
6	心身障害者自動車運転教習費補助事業
7	障害児日中活動事業運営費補助事業

墨田区障害福祉計画【第5期】
墨田区障害児福祉計画【第1期】
【概要版】

平成30（2018）年3月

発行：墨田区

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL（03）5608-6217

FAX（03）5608-6423

E-mail SYUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jp

編集：墨田区福祉保健部障害者福祉課

